

守口市道路占用システム構築等業務委託

仕 様 書

令和6年9月

守口市 都市整備部 道路公園課

第1章 総 則

第1条 仕様の適用

本仕様書は、「守口市道路占用システム構築等業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書においては本市を「発注者」、受託者を「受注者」という。

第2条 目的

本業務は、道路等（市道・法定外公共物）内の占用物（継続して使用する施設）の適正な管理と申請・許可等事務の効率化を目的とし、パッケージ化された道路占用システムを導入するものとする。

第3条 特記仕様書並びに各種法令

本業務は、本特記仕様書並びに下記に記載する各種法令及び規則に準拠する。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (4) 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
- (5) 国土交通省道路施設現況調査要項（令和 3 年度版）
- (6) 守口市道路占用料条例（昭和63年条例第 3 号）
- (7) 守口市道路占用料条例施行規則（平成 9 年規則第24号）
- (8) 守口市法定外公共物の管理に関する条例（平成17年3月25日条例第14号）
- (9) 守口市法定外公共物の管理に関する条例施行規則（平成14年9月30日規則第19号）
- (10) 守口市契約規則（昭和39年7月1日規則第16号）
- (11) 守口市個人情報保護法施行条例（令和4年12月22日条例第31号）
- (12) 守口市情報セキュリティポリシー
- (13) その他関係法令並びに施行規則

第4条 業者資格

受注者は、品質確保及び品質管理の観点から次の資格を有していることを証明する書面を契約時に提出するものとする。

- (1) 品質マネジメントシステム（JIS Q 9001 または ISO/IEC 9001）
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001 または ISO/IEC27001）
- (3) プライバシーマーク（JIS Q 15001 または ISO15001）
- (4) ISMSクラウドセキュリティ（JIS Q 27017 または ISO/IEC27017）

第5条 業務実績

平成26年4月1日以降に国または地方公共団体で、GISと連携した道路占用システム構築または更新業務の完了実績を有すること。

第6条 主任技術者及び技術者

受注者は、本業務を実施するにあたり、以下に示す条件を満たす実施体制を整えるものとする。

(1) 管理技術者

道路占用システム構築または更新業務実績を有する者。

(2) 照査技術者

空間情報総括監理技術者の資格を有する者。

第7条 提出書類

受注者は契約締結後7日以内に(1)の書類を、各年度末に(2)の書類を速やかに提出し、次の書類を発注者に提出し承認を受けるとともに、作業期間中は必要に応じて進捗状況を発注者に報告するものとする。

(1) 契約時

- ①契約関係提出書類届 兼 業務着手届
- ②管理責任者届 兼 経歴書(資格証及び保険証の写しを含む)
- ③照査技術者届 兼 経歴書(資格証及び保険証の写しを含む)
- ④業務実施計画書
- ⑤工程表
- ⑥個人情報取扱作業責任者届 兼 業務従事者の管理体制及び実施体制届
- ⑦業務従事者の管理体制及び実施体制図等
- ⑧同種業務実績の内容を証する書類(契約書の写し等)
- ⑨第4条記載の業者資格を証明する認証登録証明書

(2) 完了時

- ①業務完了届
- ②業務報告書(構築)
- ③各年度業務報告書(保守)

第8条 再委託の禁止

受注者は、業務の主たる部分に関する再委託は原則として認めないものとする。主たる部分とは仕様書第2章記載内容を指す。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第9条 疑義

本特記仕様書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と受注者の協議の上決定するものとする。

第10条 機密の保持

データの保護及び秘密の保持については守口市が定める規則に準じるものとする。

第11条 権利の帰属

本業務の契約により生ずる一切の権利は、発注者に帰属するものとする。ただし、提供するサービス及び製品等にかかる知的財産権については受注者に帰属するものとする。

第2章 業務内容

第12条 計画準備

受注者は、本業務の実施にあたり、システム要件の確認、工程計画の立案及び業務体制の構築を行い、業務実施計画書としてとりまとめるものとする。また、本業務に必要な各種資料を収集し、内容の確認を行うものとする。

業務実施計画書は、契約締結後7日以内に提出することとし、内容等についての詳細は発注者との協議によるものとする。

第13条 既存資料の収集整理

本業務を遂行するうえで必要な資料収集は、受注者の責任において行うものとし、収集する資料の内容及び範囲については発注者との打合せのうえ、効率的に業務遂行可能となる詳細方針を決定するものとする。なお、貸与する資料は以下のとおりとする。

番号	資料名	受領形式
1	道路占用許可申請関連資料	紙
2	道路占用システムデータ	Access形式
3	道路台帳図データ	Shapeファイル形式
4	航空写真オルソ画像データ	Tiffファイル形式
5	都市計画図	Shapeファイル形式
6	地番地図	Shapeファイル形式
7	その他必要な資料	適宜

第14条 業務分析

受注者は申請受付から占用許可までの現在の流れを基に、システム導入後の処理フローを整理するものとする。

第15条 道路占用システム設計及び開発

受注者は、第14条で整理した業務分析を基に、システムの要件定義、データ項目定義の検討結果に基づき詳細設計を行うものとする。

システムの利用環境は、本市庁内LANを利用したシステムとし、詳細は以下に示すものとする。

- (1) 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）LGWAN-ASPサービスに登録されているシステムとする。
- (2) システム導入にあたっては、必要に応じてデータの変換や編集作業を行うものとし、上記(1)に登録されているシステム及び貸与した各種データを、受注者が用意するデータセンター内にあるサーバにインストールし、環境設定を行った後に動作確認を実施するものとする。
- (3) システムの利用ライセンスは、同時2ライセンスとする。
- (4) 別紙①の機能要件を満たす、既に稼働実績のあるパッケージ化されたソフトウェアを提供すること。
- (5) サービスの利用にあたっては利用者端末へシステムをインストールしない（ノンプラグイン方式）または、システムをインストールする（プラグイン方式）かは問わない。
- (6) サービスで扱う各種データは、受託者が用意するデータセンターに格納すること。
- (7) 受託者が用意するデータセンターは総務省が定める「地方公共団体情報セキュリティポリシーに関するガ

イドライン」要件の下、適切に管理されており、LGWAN-ASPファシリティサービスに登録済のデータセンターとする。

- (8) システム導入後のシステム利用料は、原則変更しないサービスとすること。ただし、オプション機能の追加等、発注者と受注者の協議の上で決定する追加事項に対しては、この限りではない。
- (9) 受注者は、各種帳票様式について、既存様式の利用を前提とするが、詳細は発注者と協議の上で決定するものとする。
- (10) 道路占用料の単価改正が生じた場合、受注者が改正作業を行うものとするが、改正作業は別途契約の保守業務で対応するものとする。
- (11) 道路占用料等に係る督促状作成は、発注者の運用面で簡便化を図ることができるようにすること。
- (12) 占用物件の取り扱いで名義変更における管理手法については、運用面を鑑みて調整すること。
- (13) オンライン申請の取り込みについて、令和7年度の新規申請よりデータ取込対応ができるよう機能設定を行うものとする。

第16条 システム環境設定

システム環境設定は、次のとおりとする。

- (1) 地図情報の表示及び機能動作設定
- (2) 台帳情報の表示及び機能動作設定
- (3) 属性データの表示及び機能動作設定
- (4) 既存データの移行

既存データの移行については、直近1ヶ年分を基本とする。また、移行できないデータや不明なデータがあった場合は、発注者と協議の上、受注者にて解消に努めるものとする。

第17条 システムセットアップ・運用調整

本システムの本運用前に、仮稼働及び業務遂行の検証を行い、発注者に承認を得ること。また、仮稼働によって指示された事項については、発注者と十分な協議をおこない、システム環境設定を実施すること。

第18条 操作研修

受注者は、操作研修について次のとおりとする。

サービス項目	内容
操作マニュアル作成	各種機能の確認や業務フローに沿った操作マニュアルを作成 (操作マニュアルは、管理者用と一般ユーザ用を作成)
操作研修会 (仮運用時)	仮運用開始時に操作マニュアルを基に操作説明
操作研修会 (本運用時)	本運用開始時に操作マニュアルを基に、一般ユーザに向けての研修を実施し、管理者用の研修は、一般ユーザと別で実施 (更新作業が集中する繁忙期に支障が出ない時期を協議の上実施)

第19条 打合せ協議

受注者は、初回、中間1回、納品時の計3回行うものとし、進捗状況に応じ、随時報告をしなければならない。
また、打合せの際は、「打合せ記録簿」に記録し、相互に確認しなければならない。

第20条 住宅地図の整備

本システムにおけるベースマップとして住宅地図データを調達し、住所検索やレイヤ表示など、システムで運用するための設定を実施すること。

また、導入する住宅地図データの要件は次のとおりとする。

- (1) 株式会社 ゼンリン社製 Zmap-TOWNⅡ 守口市（最新版）
- (2) ライセンス数 2ライセンス

第3章 システム保守業務

第21条 保守期間

受注者は、令和7年4月1日から令和11年3月31日まで保守対応を実施するものとする。

第22条 保守内容

受注者は、保守作業として第24条で記載の内容の他、以下を対応する。

- (1) 発注者からのシステムに係る質問や相談に対する支援
- (2) 第18条記載の操作研修会（本運用時）の内容を年1回実施
- (3) 背景地図データが更新された場合の本システムへのデータ反映（データの追加は発注者と受注者で別途協議）
- (4) バージョンアップやシステム変更等を実施した際は、第18条記載の操作マニュアル作成の内容を変更

第23条 報告書作成

受注者は、保守業務における作業内容を取りまとめた保守業務報告書を作成するものとする。

保守業務報告書の様式等については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

第24条 SLA（サービスアグリーメント）

本システムを利用するにあたり、サービスの品質を確保するために運用条件を明確化するSLAを締結すること。SLAの内容については別紙②を基本とする。

第4章 成果品

第25条 成果品

本業務の納入成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| (1) 打合せ記録簿 | 1式 |
| (2) 道路占有システム（地図機能を含む） | 2ライセンス |
| (3) 道路占有システム操作マニュアル（管理者用・一般ユーザ用） | 1式（PDF・紙媒体各1部） |
| (4) ゼンリン住宅地図 | 2ライセンス |
| (5) 保守業務報告書 | 1式 |

別紙① システム機能要件

分類	機能	内容
受付処理	新規申請	占用許可、占用協議、占用廃止、施工承認、施工承認協議、 (占用場所、占用物件、占用期間等の登録)
	修正	占用物件の登録内容修正
	各種印刷	起案書、許可書、納入通知書、協議書、条件書
	受付/物件一覧	受付データの一覧表示 (条件指定検索)
更新処理	継続更新処理	占用期間満了データの検索、印刷 (期間満了一覧、満了通知、)
納付処理	納付処理	占用者単位の占用額の算出、内訳書、占用料金書等の物件集計、印刷
各種一覧表示	受付/許可/未許可一覧	受付年度、受付日、申請区分、対象区分、路線、事業区分、氏名、場所で検索し、受付/許可/未許可一覧表示
電子公印印影登録・印刷		許可書に使用する電子公印の印影登録・印刷
マスタ管理		各マスタメンテナンス (申請区分、目的、申請者、施工、町目、路線・河川、システム情報、工事詳細区分、条例、元号、起案者)
ログイン		ユーザID及びパスワードで認証
CSV 出力機能		各種情報を CSV 形式で出力
オンライン申請対応		新規申請について、オンライン申請で受け付けられた情報データ (CSV形式) をシステムへ取り込める
地図表示	定率拡大縮小	表示地図の縮尺を一定割合で拡大・縮小
	縮尺指定	指定の縮尺で地図を画面に表示
	マウスホイールによる拡大縮小	マウスホイールの操作により地図を拡大・縮小
	自動スクロール	地図画面の周辺にマウスを置くことで地図をその方向に自動でスクロール
	戻る・進む	地図の表示状態に関して、操作前 (後) の表示範囲にもどる (進む)
	全域表示	地図の全域を表示
地図表現	ラスター	ラスターデータをレイヤとして重ね合わせ
	透過表示	ラスターデータを透過して重ねあわせ表示
	ベクターデータ表示	ベクターデータをレイヤとして重ね合わせ
レイヤ管理	主題変更	レイヤツリーを束ねた主題変更
	レイヤのON/OFF	画面上に表示させるレイヤを任意にON/OFF
	スタイルの設定	レイヤごとに、線種、線色、塗りつぶし色等の表現 (スタイル) 設定・変更
その他地図表示	凡例表示	各レイヤの凡例表示

	縮尺表示	表示中の地図の縮尺表示
	スケールバー表示	表示中の地図縮尺に対応したスケールバー表示
	コンパス表示	方位を示すコンパス表示
	注意文表示	著作権情報や個人情報に関する注意事項など、表示されているレイヤに伴い地図上に注意文を表示
属性管理	本属性情報	図形に対応するテキスト情報などを属性情報として関連付けて管理
	属性登録	作図した図形に対して関連する属性を入力し付与
	属性編集	指定した図形に関連付く任意の属性の値を編集し、更新
	属性削除	指定した図形に関連付く任意の属性の値を削除
調書出力	調書出力	調書をEXCEL、PDF形式で出力
検索	ツリービュー検索	ツリー形式で検索
	キーワード検索	住所や目標物のキーワードを入力して対象の住所や目標物の位置を地図表示
	リスト検索	リスト形式で検索
印刷	地図印刷（直接）	画面表示した地図データを接続されているプリンタにて紙に印刷する機能、多画面の地図画像の出力も対応
	地図印刷（PDF形式、画像形式）	画面表示した地図データをPDF出力、画像出力する機能、多画面の地図画像の出力も対応
	印刷プレビュー	印刷状態をあらかじめ画面上で確認
	縮尺指定	印刷する地図縮尺指定
	画面範囲印刷	画面上で表示されている地図の範囲印刷
	印刷プレビュー移動	プレビュー上で位置調整
	印刷レイアウトの変更	印刷レイアウト（印刷時の地図や装飾の配置や大きさ）を自由に変更・設定
	印刷テンプレート	印刷テンプレートとして保存された任意の印刷レイアウト呼び出して印刷
	印刷時の装飾	印刷する地図にタイトルや方位シンボル等の装飾を施す機能（タイトル、方位シンボル、スケールバー、縮尺文字列、索引図、地図凡例、主題図凡例、拡張個別スタイル凡例、任意のテキスト、任意のピクチャ、属性情報、注意文、四隅座標、連続印刷番号）
	印刷プレビューレイヤON/OFF	レイアウト印刷画面上で、印刷地図のレイヤのON/OFFを切り替え
図形登録	連続印刷	複数の印刷枠をライン上・指定した図郭・矩形上に一気に配置
	点	所定のレイヤにマウス操作により点（アイコン・シンボル）を記入して登録
	線	所定のレイヤにマウス操作により線を記入して登録
	面	所定のレイヤにマウス操作により円を記入して登録
図形編集	文字	所定のレイヤにマウス操作により文字列を記入して登録
	削除	作図済みの図形削除

	移動	作図済みの図形をマウス操作により指定して移動
	頂点追加	作図済みの線・多角形図形に頂点追加
	頂点移動	作図済みの線・多角形図形の頂点移動
	頂点削除	作図済みの線・多角形図形の頂点削除
図形編集補助	スナップ機能	図形の作図時に既存の図形の頂点や辺に吸着させる（頂点スナップ、辺スナップ、角度スナップ、交点スナップ）
	円半径入力	半径を数値で入力して円図形登録
	入力時の長さ半径指定	マウスによる図形入力時に線分の長さや半径を指定
	図形回転	図形回転
	図形拡大縮小	図形拡大・縮小
ファイリング	関連ファイル登録	台帳情報に指定したファイルを登録
	関連ファイルリンク管理	関連ファイル検索
	画像ビューア	関連ファイルと図形のリンク管理
マイレイヤ管理	マイレイヤ追加	一般ユーザがマイレイヤ追加
	マイレイヤ編集	一般ユーザがマイレイヤ編集
	マイレイヤ削除	一般ユーザがマイレイヤ削除
	マイレイヤ作成制限	管理者がマイレイヤ作成数制限
レイヤ等権限制御	属性項目	グループ単位で権限を制御
	関連ファイル	グループ単位で権限を制御
	レイヤ	グループ単位で権限を制御

別紙② サービス提供に関するサービスレベル要件 (SLA : Service Level Agreement)

番号	サービスレベル 設定項目	内容	設定値
1	稼働時間	利用者向けサービスの提供時間。(但し、メンテナンス時間*除く)	24時間365日
2	稼働率	サービスの利用が可能な時間のうち、実際に利用可能な時間の割合	99.5%以上
3	データ容量	主題地図やレイヤの登録数に関する制限	50GB程度
4	死活監視 障害監視	ハードウェアの死活監視・障害監視の間隔	10分
5	障害対応	一次通知	障害検知時から発生を通知するまでの時間
6	二次通知	障害検知時から回復予定時刻を通知するまでの時間	1時間以内
7	障害復旧時間	障害検知時から復旧までの時間	2時間以内
8	記録 (ログ等)	利用状況、例外処理及びセキュリティ事象のログ保存期間	48時間以内
9	セキュリティパッチ管理	パッチの更新間隔 (ベンダーリリースからパッチ更新開始までの時間)	3ヶ月
10	バックアップ	バックアップ頻度と世代管理	原則1回/月 (緊急時は、協議)
11	リカバリポイント	バックアップ頻度と世代管理	1日1回 (5世代管理)
12	サービス窓口	電話受付時間 (電話による問合せ受付・回答)	前日バックアップデータまで復旧
13		メール受付時間 (メールによる問合せ受付・回答)	平日 : 8:30~18:00 (土・日・祝日及び12/29~1/3を除く)
14	サービス停止事前通知	メンテナンス等の一時的サービス停止時の事前通知	24時間365日

※メンテナンス時間は閉庁日とし、原則として閉庁日のオンライン稼働中に計画停止はしない。